

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案	
担当部局	国土交通省自動車交通局安全政策課 電話番号:03-5253-8566 e-mail:g_TPB_AST@mlit.go.jp	
評価実施時期	平成22年3月4日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>コンテナは、1980年代以降急速に取扱量が増加しており、現在、コンテナによる貨物の運送は国際物流の中心的地位を占めている。これに伴い、コンテナの規格の大型化も進展しており(40フィート規格コンテナは、全長約12m、高さ9m、総重量30t以上)、自動車運送中の事故が発生した場合、周囲の交通に及ぼす危険性がきわめて高く、人的にも物的にも大きな被害が発生する。</p> <p>コンテナの自動車運送に当たっては、国土交通省において平成17年12月に「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を策定し、関係者への周知に努めてきたところであるが、依然としてコンテナトレーラーの横転事故が年間10件程度発生している状況であり、早急な対策が必要とされている。</p> <p>以上を踏まえ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るため、コンテナ内貨物の品目、重量及び積付けの状況に関する情報等(コンテナ情報)の伝達制度を創設し、受荷主等、本邦発荷主、海貨事業者等、トラック事業者等、これを積載するコンテナトレーラーの運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達等を義務付けるほか、貨物自動車運送事業者等(以下「トラック事業者」)の遵守事項等を規定することとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【関連条項】国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律第4条から第7条まで、第9条及び第17条</p> <p>【内容】コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等(輸入海陸一貫運送コンテナの受取りを行う者)をはじめとするコンテナの運送に係る事業者に対し、コンテナ情報をトラック事業者等に伝達すること等を義務付けるほか、当該コンテナの運送についてトラック事業者が遵守すべき事項等について定める。</p>
想定される代替案	当該規制の内容を受荷主等、外国発荷主、トラック事業者等による法令に基づかない自主的な取組みとして実施する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受荷主等又は本邦発荷主は海貨事業者等に、海貨事業者等はトラック事業者等に、トラック事業者は運転者に対し、それぞれコンテナ情報を記載した書面等を交付しなければならないこととなるため、コンテナ情報の伝達に係る費用が生じる。</li> <li>・受荷主等がコンテナの重量を測定した場合には、その費用が生じる。</li> <li>・トラック事業者の運転者への指導等に関する費用が生じる。</li> </ul>	受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、当該規制案と同様の費用が生じる。
(行政費用)	トラック事業者に対する輸送の安全確保の命令、トラック事業者の許可の取消し等の行政処分等に係る費用が生じる。	特になし
(その他の社会的費用)	港湾における重量計の整備に係る費用が生じる。	受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、当該規制案と同様の費用が生じる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	自動車運送の安全上支障のあるコンテナは運送前に発見され、不適切状態が是正されることとなるとともに、運転者はコンテナ内貨物の特性やコンテナトレーラーの特殊性を踏まえたより安全を考慮した運転が可能となり、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られる。	受荷主等が自主的な取組みを実施する場合には、当該規制案と同等の便益を得られるものの、罰則等の強制力がないことから、取組みが必ずしも実施されない場合があることが予想され、コンテナトレーラーの運転者がコンテナの状態を把握できないまま運送せざるを得ない状況が改善されないおそれがある。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>受荷主等・本邦発荷主から運転者に至るまでのコンテナ情報の伝達等を義務付けること、コンテナの運送についてトラック事業者が遵守すべき事項等について規定することにより、コンテナ情報の伝達に係る費用、重量測定の費用、トラック事業者の運転者への指導等に関する費用、行政処分等に係る費用、重量計の整備に係る費用が生じる。</p> <p>ただし、コンテナ情報の伝達については、その義務が課せられることとなる受荷主等、本邦発荷主、海貨事業者等及びトラック事業者は、当該規制がなくとも、通常、契約の相手方(トラック事業者にあつては運転者)に対して運送に係る書面(運送委託書、運送指示書等)を交付しており、事業者にとって大きな追加的負担は生じないと考えられる。</p> <p>また、トラック事業者の遵守事項等の規定についても、これは、貨物自動車運送事業法に基づく国土交通大臣の許可を受けた者であるトラック事業者として当然遵守すべき事項を、コンテナの運送について規定したにすぎないものであり、大きな追加的負担は生じないと考えられる。</p> <p>一方で、当該規制が創設されることにより、自動車運送の安全上支障のあるコンテナは運送前に発見され、不適切状態が是正されることとなるとともに、運転者はコンテナ内貨物の特性やコンテナトレーラーの特殊性を踏まえたより安全を考慮した運転が可能となり、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られることとなる。</p> <p>このため、規制による便益は、規制による費用を大きく上回ると考えられ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るという目的に照らし、当該規制案は代替案よりも優れていると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	立案に当たっては、国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策検討会議における議論を踏まえた。	
レビューを行う時期又は条件	平成25年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	
備考	特になし	